

東金アリーナ 新料金一覧表

施設の専用使用

メインアリーナ

使用の区分			午前9時から午後5時 までの2時間単位の使 用料の額	午後5時から午後9時 までの2時間単位の使 用料の額
アマチュアスポーツ 等に使用する場合	入場料の類を徴収し ない場合	一般	4,110円	6,170円
		学生	2,460円	3,700円
		中学生以下	1,230円	1,850円
	入場料の類を徴収す る場合		16,450円	24,680円
その他の場合	入場料の類を徴収し ない場合	営利を目的としない 場合	16,450円	24,680円
		営利を目的とする 場合	20,570円	30,850円
	入場料の類を徴収す る場合		82,280円	123,420円

サブアリーナ

使用の区分			午前9時から午後5時 までの2時間単位の使 用料の額	午後5時から午後9時 までの2時間単位の使 用料の額
アマチュアスポーツ 等に使用する場合	入場料の類を徴収し ない場合	一般	1,020円	1,640円
		学生	610円	980円
		中学生以下	300円	490円
	入場料の類を徴収す る場合		4,110円	6,580円
その他の場合	入場料の類を徴収し ない場合	営利を目的としない 場合	4,110円	6,580円
		営利を目的とする 場合	5,140円	8,220円
	入場料の類を徴収す る場合		20,570円	32,910円

武道場

使用の区分			午前9時から午後5時 までの2時間単位の使 用料の額	午後5時から午後9時 までの2時間単位の使 用料の額
アマチュアスポーツ 等に使用する場合	入場料の類を徴収し ない場合	一般	610円	1,020円
		学生	370円	610円
		中学生以下	180円	300円
	入場料の類を徴収す る場合		2,460円	4,110円
その他の場合	入場料の類を徴収し ない場合	営利を目的としない 場合	2,460円	4,110円
		営利を目的とする 場合	3,080円	5,140円
	入場料の類を徴収す る場合		12,340円	20,570円

東金アリーナ 新料金一覧表

大会議室

使用の区分	午前9時から午後5時 までの2時間単位の使 用料の額	午後5時から午後9時 までの2時間単位の使 用料の額
	1,850円	1,850円

小会議室

使用の区分	午前9時から午後5時 までの2時間単位の使 用料の額	午後5時から午後9時 までの2時間単位の使 用料の額
	1,020円	1,020円

陸上競技場

使用の区分			午前9時から午後5時 までの2時間単位の使 用料の額	午後5時から午後9時 までの2時間単位の使 用料の額
アマチュアスポーツ 等に使用する場合	入場料の類を徴収し ない場合	一般	3,080円	
		学生	1,540円	
		中学生以下	770円	
	入場料の類を徴収す る場合		12,340円	
その他の場合	入場料の類を徴収し ない場合	営利を目的としない 場合	12,340円	
		営利を目的とする 場合	15,420円	
	入場料の類を徴収す る場合		61,710円	

陸上競技場(トラック)

使用の区分			午前9時から午後5時 までの2時間単位の使 用料の額	午後5時から午後9時 までの2時間単位の使 用料の額
アマチュアスポーツ 等に使用する場合	入場料の類を徴収し ない場合	一般	1,540円	
		学生	770円	
		中学生以下	360円	
	入場料の類を徴収す る場合		6,170円	
その他の場合	入場料の類を徴収し ない場合	営利を目的としない 場合	6,170円	
		営利を目的とする 場合	7,710円	
	入場料の類を徴収す る場合		30,850円	

東金アリーナ 新料金一覧表

陸上競技場(フィールド)

使用の区分			午前9時から午後5時までの2時間単位の使用料の額	午後5時から午後9時までの2時間単位の使用料の額
アマチュアスポーツ等に使用する場合	入場料の類を徴収しない場合	一般	1,540円	
		学生	770円	
		中学生以下	360円	
	入場料の類を徴収する場合		6,170円	
その他の場合	入場料の類を徴収しない場合	営利を目的としない場合	6,170円	
		営利を目的とする場合	7,710円	
		入場料の類を徴収する場合		30,850円

備考

- この表において、2時間単位とは、午前9時から2時間ごとに区切った時間の内、一の2時間の範囲をいう。
- メインアリーナは2分の1又は3分の1に、武道場、陸上競技場(トラック)及び陸上競技場(フィールド)は2分の1に区切って専用使用できるものとし、その額は当該専用使用する割合に応じて算定した額とする。
- 午前9時以前に使用を承認した場合の使用料の額は、その使用する1時間(1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)につき、午前9時から午後5時までの2時間単位の使用料の額で定められている場合は、その使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 午後5時以降に使用を承認した場合の使用料の額は、この表に定める額又はその使用する1時間(1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)につき、午前9時から午後5時までの2時間単位の使用料の額で定められている場合は、その使用料の額の2分の1に、午後9時以降に使用を承認した場合の使用料の額は、午後5時から午後9時までの2時間単位の使用料の額で定められている場合は、その使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合は、この表に定める額の1.5倍の額とする。
- 使用料に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

附属設備

施設の区分	設備の種類	単位	2時間単位の使用料の額
メインアリーナ	冷暖房設備	全室	10,800円
	音響設備	一式	10,280円
	放送設備	一式	1,020円
	電光得点表示設備	一式	1,020円
	可動席設備	一基	5,140円
サブアリーナ	冷暖房設備	全室	5,650円
	放送設備	一式	1,020円
武道場	冷暖房設備	全室	2,360円
	放送設備	一式	1,020円
陸上競技場	放送設備	一式	1,020円

備考

この表において、2時間単位とは、午前9時から2時間ごとに区切った時間の内、一の2時間の範囲をいう。

東金アリーナ 新料金一覧表

施設の個人使用

メインアリーナ・サブアリーナ・武道場

使用者区分	単位	使用料(市内)	使用料(市外)
一般	2時間単位	300円	450円
学生		180円	270円
小・中学生		100円	150円

陸上競技場

使用者区分	単位	使用料(市内)	使用料(市外)
一般	1回につき	100円	150円
学生		50円	70円
小・中学生		無料	50円

トレーニングルーム

使用者区分	単位	使用料(市内)	使用料(市外)
一般	2時間単位	300円	450円
学生(高校生以上)		150円	220円
一般	延長料金(1時間単位)	150円	220円
学生(高校生以上)		70円	110円

トレーニングルーム(体力測定)

	単位	使用料
測定器使用料	1回につき	460円

備考

- この表において、2時間単位とは、午前9時から2時間ごとに区切った時間の内、一の2時間の範囲をいう。ただし、トレーニングルームの2時間単位は、使用開始から2時間の範囲をいう。
- 中学生がトレーニングルームを使用する場合は、指導者同伴とする。
- 使用を許可した時間を超過した場合の超過額は、その超過した1時間(1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)につき、2時間単位の使用料の額で定められている場合は、その使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合はこの表に定める額の1.5倍の額とする。ただし、測定器使用料はこの表に定める額とし、陸上競技場を使用する市外の小・中学生の使用料の額は1回につき50円とする。
- 使用料に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

東金市民スポーツ広場 新使用料金一覧表

多目的グラウンド使用料

区分		午前9時から午後9時までの4時間単位の使用料の額
市内在住者等	一般	510円
	学生	310円
	小・中学生	無料
上記以外の者	一般	1,610円
	学生	950円
	小・中学生	310円

備考

- 1 この表において、4時間単位とは、午前9時から4時間ごとに区切った時間の内、一の4時間の範囲をいう。
- 2 この表に定める時間以外に使用を承認した場合の使用料の額は、その使用する1時間(1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)につき、この表に定める額の4分の1に相当する額とする。
- 3 この表において、市内在住者等とは、市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者とする。
- 4 使用料に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

多目的グラウンド照明使用料

(30分単位)

区分	6割点灯	8割点灯	10割点灯
市内在住者等	2,040円	2,720円	3,400円
上記以外の者	3,060円	4,080円	5,100円

備考

この表において、市内在住者等とは、市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者とする。

東金市民スポーツ広場 新使用料金一覧表

庭球場使用料(1面につき)

区分		午前9時から午後9時までの2時間単位の 使用料の額
市内在住者等	一般	260円
	学生	150円
	小・中学生	無料
上記以外の者	一般	1,610円
	学生	1,020円
	小・中学生	480円

備考

- 1 この表において、2時間単位とは、午前9時から2時間ごとに区切った時間の内、一の2時間の範囲をいう。
- 2 この表に定める時間以外に使用を承認した場合の使用料の額は、その使用する1時間(1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)につき、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 3 この表において、市内在住者等とは、市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者とする。
- 4 使用料に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

庭球場照明使用料(1面につき)

(60分単位)

区分	使用料の額
市内在住者等	630円
上記以外の者	960円

備考

この表において、市内在住者等とは、市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者とする。

東金市都市公園 新使用料金一覧表

野球場使用料

区分		入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合
		午前9時から午後5時までの4時間単位の使用料の額	午前9時から午後5時までの使用料の額
市内在住者等	一般	1,290円	10,800円
	学生	630円	5,400円
	小・中学生	無料	無料
上記以外の者	一般	3,240円	21,600円
	学生	1,850円	10,800円
	小・中学生	630円	5,400円

備考

- 1 この表において、4時間単位とは、午前9時から4時間ごとに区切った時間の内、一の4時間の範囲をいう。□
- 2 この表に定める時間以外に使用を許可した場合の使用料の額は、その使用する1時間(1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)につき、この表に定める額の4分の1に相当する額とする。
- 3 この表において、市内在住者等とは、市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者とする。
- 4 使用料に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

野球場器具使用料(1日につき)

品名	区分	金額
拡声装置一式	入場料の類を徴収しない場合	1,080円
	入場料の類を徴収する場合	2,160円

庭球場使用料(1面につき)

使用の区分		午前9時から午後5時までの2時間単位の使用料の額
市内在住者等	一般	260円
	学生	150円
	小・中学生	無料
上記以外の者	一般	1,610円
	学生	1,020円
	小・中学生	480円

備考

- 1 この表において、2時間単位とは、午前9時から2時間ごとに区切った時間の内、一の2時間の範囲をいう。
- 2 この表に定める時間以外に使用を許可した場合の使用料の額は、その使用する1時間(1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)につき、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 3 この表において、市内在住者等とは、市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者とする。
- 4 使用料に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

東金市トレーニングセンター 新使用料金一覧表

時間区分 使用区分		午前	午後	夜間
		9:00~12:30	13:30~17:00	17:30~21:00
市内在住者等	一般	230円	230円	230円
	学生	110円	110円	110円
上記以外の者	一般	340円	340円	340円
	学生	160円	160円	160円
測定器使用料		1回につき 340円		

備考

この表において、市内在住者等とは、市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者とする。